

## 広島県警察本部告示第1号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月11日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

第1条 広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「警察本部庁舎」を「警察庁舎」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規程で、「庁舎取締り」とは、前条の目的を達成するために行う警備取締りをいう。

2 この規程で、「警察庁舎」とは、次の各号に掲げる庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。

- (1) 本部庁舎 広島市中区基町9番42号の警察本部が使用する庁舎（中国管区警察局広島県情報通信部が使用している室を含む。）をいう。
- (2) 別館基町庁舎 広島市中区基町1番4号に所在する庁舎をいう。
- (3) 別館光南庁舎 広島市中区光南二丁目26番3号に所在する庁舎をいう。
- (4) 航空隊庁舎 広島市西区観音新町四丁目9番34号に所在する庁舎をいう。
- (5) 航空隊広島空港庁舎 三原市本郷町善入寺94番地の22の広島県警察航空隊が使用する庁舎をいう。
- (6) 鉄道警察隊庁舎 広島市南区松原町1番2号の地域部鉄道警察隊が使用する庁舎をいう。
- (7) 科学捜査研究所庁舎 広島市中区光南二丁目26番2号に所在する庁舎をいう。
- (8) 高速隊庁舎 広島市安佐南区川内二丁目8番1号の交通部高速道路交通警察隊が使用する庁舎をいう。
- (9) 広島県運転免許センター庁舎 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号に所在する庁舎をいう。
- (10) 別館出島庁舎 広島市南区出島二丁目11番8号に所在する庁舎をいう。
- (11) 機動隊庁舎 広島市南区霞一丁目3番66号に所在する庁舎をいう。
- (12) 学校庁舎 広島市南区霞一丁目3番53号に所在する庁舎をいう。

（庁舎取締りの所掌）

第3条 警察庁舎の庁舎取締事務は、次の各号に掲げる庁舎（共用部分（各課室隊所の室以外の部分をいう。）を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める課室隊所の長（当該課室隊所の長が指名する者を含む。）がそれぞれ総括する。

- (1) 本部庁舎 総務部施設課長（以下「施設課長」という。）

- (2) 別館基町庁舎西館 警務部留置管理課長
- (3) 航空隊庁舎及び航空隊広島空港庁舎 地域部地域課長
- (4) 別館基町庁舎南館及び北館 地域部自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）
- (5) 別館光南庁舎及び科学捜査研究所庁舎 刑事部科学捜査研究所長
- (6) 広島県運転免許センター庁舎 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）
- (7) 別館出島庁舎 警備部公安課長
- (8) 機動隊庁舎 警備部機動隊長
- (9) 学校庁舎 警察学校長

2 各課室隊所の室における取締りは、各課室隊所の長がつかさどる。

第4条中「警察本部庁舎」を「警察庁舎」に改める。

第9条を次のように改める。

（開門時刻及び閉門時刻）

第9条 次に掲げる庁舎の開門時刻及び閉門時刻は、次のとおりとする。

庁 舎		開 門 時 刻	閉 門 時 刻
本 部 庁 舎	正 面 玄 関	常 時 開 門	
	東 側 通用口	常時閉門（必要に応じて開門）	
別館基町庁舎		午前7時30分	午後9時
別館光南庁舎		月曜日から 午前7時30分 金曜日まで	月曜日から 午後6時30分 金曜日まで
航空隊庁舎			
航空隊広島空港 庁舎		当該庁舎における執務開始時	当該庁舎における執務終了時
科学捜査研究所 庁舎		月曜日から 午前7時30分 金曜日まで	月曜日から 午後6時30分 金曜日まで
広島県運転免許 センター庁舎		午前7時30分	午後6時30分
別館出島庁舎		当該庁舎における執務開始時	当該庁舎における執務終了時
機動隊庁舎			

学 校	正 門	月曜日から 金曜日まで	午前 6 時	月曜日から 金曜日まで	午後 6 時
	庁 舎	裏 門	月曜日から 金曜日まで	午前 5 時	午後 9 時
週休日・休日			午前 6 時		

第 2 条 広島県警察本部庁舎取締規程の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 12 号を同項第 13 号とし、同項第 11 号中「広島市南区霞一丁目 3 番 66 号」を「安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目 3 番 89 号」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項中第 10 号を第 11 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 別館坂庁舎 安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目 3 番 24 号に所在する庁舎をいう。

第 3 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 別館坂庁舎 総務部広報課長

第 9 条の表別館基町庁舎の項の次に次のように加える。

別館坂庁舎	当該庁舎における執務開始時	当該庁舎における執務終了時
-------	---------------	---------------

附 則

この告示中第 1 条の規定は平成 20 年 3 月 11 日から、第 2 条の規定は同月 19 日から施行する。